

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社又は営業所の所在地	※建設業許可番号
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町 1-13-3	—

2 指名停止措置期間

令和 8 年 3 月 2 8 日から令和 8 年 5 月 1 1 日まで (1. 5 か月)

3 指名停止措置の範囲

さくら市が発注する工事等

4 事実概要

上記の者は、特定跨線橋点検等業務の入札に関し、独占禁止法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 12 月 19 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

有資格者が独占禁止法に違反したことは、さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 第 4 号ハに該当するため。  
なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、期間の特例を適用して指名停止期間を 3 か月から 1. 5 か月に短縮する。

[さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第 2 第 4 号]

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 4 次の場合において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 市工事等にかかる違反行為	6 箇月以上 2 4 箇月以内
ロ 栃木県内における工事等にかかる違反行為 (上記イに掲げる場合を除く。)	5 箇月以上 1 8 箇月以内
ハ 上記イ及びロ以外の工事等にかかる違反行為	3 箇月以上 1 2 箇月以内

[さくら市建設工事等請負業者指名停止等措置要領 第 4 条第 3 項]

(指名停止の期間の特例)

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前 2 項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 まで短縮することができる。

本件問い合わせ先

さくら市 総合政策部 財政課 財産管理係  
さくら市氏家 2 7 7 1  
電話 : 0 2 8 - 6 8 1 - 1 1 2 2